

国王尚巴志の、遭風により帰国したため使者阿蒲察都等に再  
発給した執照（一四二六、三、一一）

琉球国中山王（尚巴志）、進貢の事の為にす。

今、使者阿蒲察都等を遣わし、与同の使者浮那姑是等と、共に  
表箋文を齎しむ。及び盤字号海船一隻に坐駕して馬匹・方物を装  
載し、京に赴き進貢す。所拠りて今差去する本使の船隻は、先に  
本国より開洋して遭風し漂回して又船上の楨榎を修辦するを行う  
に因り、逗遛して今に延ぶ。見の執照は洪熙元年（一四二五）十  
二月内に発遣せる為に、今照らすに年久しく、誠に所在の官司の  
因つて盤阻して便ならざるを恐る。此の為に王府、除外に今、義  
字 号半印勘合執照を給し、前に依りて火長等に給付し収執して  
前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海の巡禦の官等の  
驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得し  
むる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

宣徳元年（一四二六）三月十一日

注（一）執照 琉球国王が海外に派遣する人員の身分を証明するため  
に発行した文書。原則として一船の一航海につき一通を給付  
し、派遣の理由と目的地、使節・乗組員の氏名・人数、積載  
荷物と数量などを明記した。ただ東南アジア方面へ行く船に

対しては、寄港先別に複数の執照を発給した例がある（四二  
〇四）（四二〇五）など。

『歴代宝案』の執照の大部分は朝貢および貿易に関係する  
ものであるが、特殊な例として留學生の身分証明（三五一一〇）・  
予備の公文書用紙や冊封使に贈呈すべき宴金を携帯する証明  
（三三一一二）・冊封船の水先案内人の派遣（三一一九）など  
がある。

なお執照の文面には半印勘合執照とあるが、琉球船到着時  
の福建側の対応では、使節の申告の内容や方物等の数量を符  
文・執照と対照して真偽を判別している。この点からみて福  
建の官憲は符文・執照の底簿を持っておらず、琉球の符文・  
執照にはいわゆる勘合の機能はなかったといえる。なお清代  
の符文・執照の写し（小葉田淳『増補中世南島通交貿易史の  
研究』所収）を見ると、いずれも半印の印影は一つである。  
残りの半印は給付の台帳に押印されていたと思われる。また  
末尾に「限事完廻繳」の文字があり、派遣船の帰国後に琉球  
王府へ返納されたことがうかがえる。

（二）関津把隘 関津は水陸の交通上の要衝。把隘は軍事上の要所  
か。

国王尚徳の、謝恩のため正義大夫程鵬等を遣わす執照

（一四六七、八、九）

琉球国中山王尚徳、謝恩等の事の為にす。

官員・人役等を差遣し、福字号の、今、地字二百二十一号を給する海船一隻に坐駕せしむ。

姓名は後に開す 赴京の

正議大夫一員 程騰

使者三員 吳嘉美 魏古 巴寧仕

通事一員 梁応

人伴二十一名

存留在船通事一員 李榮

火長 魏鑑

管船直庫 沙奇馬

梢水

右の執照は存留在船通事李榮等に付し、此れに准ぜしむ

成化三年（一四六七）八月初九日

執照

注\*この入貢については『明実録』成化四年二月辛亥の条に記事がある。

1-28-03

国王尚徳の、進貢のため長史蔡璟等を遣わす執照

（二四六八、八、一五）

琉球国中山王尚徳、見に進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡璟を遣わし、同差の使者查農是等と、表文一通を齎捧せしむ。及び徳字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢す。所拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、地字一百二十五号半印勘合執照を給して存留在船通事鄭傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡璟

使者三員 明泰 野麻志 勿志麻

通事一員 林茂

人伴二十名

存留在船通事一員 鄭傑

火長 旧玉

管船直庫 看寧